

新潟市西蒲区新たな観光コンテンツ制作・発信業務
委託業者プロポーザル実施要領

1 本書の目的

本書は、新潟市が実施する「新潟市西蒲区新たな観光コンテンツ制作・発信業務」の受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名称

新潟市西蒲区新たな観光コンテンツ制作・発信業務

(2) 業務内容

別紙1 新潟市西蒲区新たな観光コンテンツ制作・発信業務 委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 委託費用

上限額 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 業者審査方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による評価とする。
なお、選定にあたっては提案者によるプレゼンテーションを行い、審査基準に基づき選定する。

4 参加資格

提案者は、下記の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
- (2) 本業務の受注能力を有する者であること
- (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例〈平成24年新潟市条例第61号〉第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（同条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (4) 新潟市の入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者、または登録を予定している者で下記の書類を参加表明時に提出でき、市税、法

人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納しておらず、参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者（ただし、事業の承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む）。

<提出書類>

- ① 登記事項証明書
 - ② 直近の決算報告書
 - ③ 市町村税の納税証明書
 - ④ 国税の納税証明書（その3の3）
 - ⑤ 暴力団排除に関する誓約書（物品・委託用）
- (5) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、新潟市の競争入札参加有資格者指名停止等措置要領等の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。同入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続き開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く

5. スケジュール

実施日	内容
8月17日（水）	公募開始（市ホームページに掲載）
8月22日（月）午後3時	質問書締め切り
8月26日（金）	質問に対する回答（市ホームページに掲載）
8月31日（水）午後5時	参加表明書締め切り
9月7日（水）午後3時	提案書締め切り
9月中旬予定	審査委員会
審査後速やかに	選定結果通知・委託候補者決定

6. 公募開始から提案書提出まで

(1) 質問書提出及び回答について

本プロポーザルに係る質問の受付及び回答は下記のとおりとする。
なお、電話等による口頭での質問は受け付けない。

【提出方法】別紙様式2「質問書」を使用し、電子メール、郵送、持参により下記の宛先へ提出すること

<送付先> 〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1
新潟市西蒲区役所産業観光課
sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp

【提出期限】令和4年8月22日（月）午後3時必着

【回答方法】質問に対する回答は、令和4年8月26日（金）までに随時新潟市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は本要領の追加または修正とみなす

（2）参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加しようとするものは、下記のとおり参加表明書を提出すること

【提出書類】①参加表明書（別紙様式1）

②新潟市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登録されているものであることがわかる書類もしくは以下の書類を提出

- ・登記事項証明書
- ・直近の決算報告書
- ・新潟市税の納税証明書（新潟市制度用）

※参加申込日の1カ月以内に証明されたもの。写しの提出可。

【提出部数】1部

【提出期限】令和4年8月31日（水）

【提出場所】〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1
新潟市西蒲区役所産業観光課

【提出方法】持参または郵送・宅配便（土・日は受付しない）

（3）提案書の提出について

【提出書類】①別紙様式3～6のとおり指定様式等を使用して作成すること

②別紙7～9は任意様式での作成とする

【提出方法】持参または郵送・宅配便で提出

【規格】A4版、縦・横等の書式は自由（必要に応じてA3版も可）

【提出部数】8部（正本1部、副本7部）

【提出期限】令和4年9月7日午後3時必着

【その他】①企業名等は正本のみ記載し、副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと

②提出後の案の差し替え（追加及び変更等）は、提出期限までの

間に限り認める

- ③正本および副本は、ファイル綴じやホチキス留めをせず、クリップ留めでの提出とする

7 委託候補者の選定

(1) プロポーザル選定委員会

委託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき選定委員会が行う

(2) 選定方法

提案者によるプレゼンテーションを行い、審査基準に基づき採点し、各委員が順位をつける。順位の和の最も小さい者を最優秀提案者、次に和の小さいものを次点者に選定する。最優秀提案者が2者以上あるときは、選考委員会での協議により決定することとする。なお、提案参加者が1者のみであった場合、審査の結果、求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を委託候補者とする

(3) 審査基準

	評価項目	配点	配点割合	評価のポイント	
1	全体構成	10	10	本業務の目的・趣旨を十分に理解しているか。また、目的の達成につながる事業の企画、効果的な誌面構成が提案されているか。構成については、全体にまとまりがあり、わかりやすいものとなっているか	
2	パンフレット制作	デザイン・表紙タイトル	30	10	西蒲区を知らない人が見て、興味を引く印象的な表現を行っており、かつ見やすく分かりやすく西蒲区の魅力が伝わるものが提案されているか
		企画		10	西蒲区のおすすめスポット、食、お土産などについてターゲットの心をつかむ情報が選択・提示されており、キャッチフレーズに工夫がみられるか
		掲載情報		5	地図や問い合わせ先など観光客が必要とする情報が具体的に提供され、西蒲区への興味を喚起し、来訪意欲を刺激する工夫が盛り込まれているか。
		デジタル版		5	デジタルの特性を生かし、誰にでも使いやすい親切な構造となっているか
3	プロモーション事業	事業企画	30	20	パンフレットや掘り起こした観光情報を用いて西蒲区への興味を喚起し、誘客を具体的に促進できる事業の企画を提案しているか
		広報戦略		10	インターネット上に掲載したデジタルパンフレット閲覧へ誘導するような提案があるか
4	独自提案	10	10	業務目的の達成につながるような効果を高める独自の優れた提案があるか	
5	実施体制	5	5	スタッフ配置等の実施体制及びスケジュールは提案内容に対して十分なものか	
6	受託実績	5	5	類似事業の履行実績などから、本業務についての十分な技術・技能を持ち合わせているか	
7	費用見積	10	10	提案内容に対して実現性、妥当性があるか	

(4) 提案書説明会

- ① 開催期日 令和4年9月中旬予定 ※詳細は後日提案者に通知します
- ② 説明人数 1社2名以内
- ③ 説明時間 1社15分以内（準備時間は含まない）
- ④ 質問時間 1社10分以内
- ⑤ 留意事項
 - ・説明は事前に提出した提案書に基づいて行うこと。それ以外の資料は認めない
 - ・説明の際にパソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は、提案者各自で用意すること。なお、スクリーンは、選定委員会で用意する
 - ・プレゼンテーションに参加しない場合は、失格とする
 - ・提案者は、選定委員会が選定を実施するために必要な範囲において提案書等を複写することについて承諾するものとする
 - ・説明会は非公開とする

(5) 選定結果の通知

選定委員会後、速やかに書面で通知する。なお、審査結果についての説明は行わない

8 契約に関する基本的事項

(1) 委託業者の決定

- ① 選定委員会で決定した最も優れた提案者（最優秀者）に対し、委託契約の締結交渉を行う
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次点以下の者を順次繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う

(2) 契約書

新潟市契約規則の定めるところにより作成する

(3) 契約の解除

本要領に違反した場合、新潟市は契約の解除ができるものとする

(4) 再委託の禁止

本業務について、第三者への委託は認めない。ただし、予め書面による承諾を得た場合はこの限りではない

9 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする

- ① 提案書を提出期限日時までに提出しなかった者
- ② 本公募の公開以降、選考委員会による選定が終了するまでの間に、選考委員に不当な接触を行った者
- ③ 提案書類に虚偽の掲載をした者、または本要領に違反する表現をした者
- ④ プレゼンテーションに参加しなかった者

(2) その他

- ① 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は提案者の負担とする
- ② 受託者の名称は公表できるものとする
- ③ 受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする
- ④ 提出された提案書等は、選定目的以外に提案者に無断で使用しない
- ⑤ 提出された全ての提案書は返却しない
- ⑥ 提出された提案書は、複製する場合がある

10 事務局（問い合わせ、提出先）

〒953-8666

新潟市西蒲区巻甲 2690 番地 1

新潟市西蒲区産業観光課 担当 大平、赤川

TEL：0256-72-8417

FAX：0256-72-6022

E-mail：sangyo.nsk@city.niigata.lg.jp